

**令和 2 年 4 月採用
常滑市モーターボート競走事業職員（公務員）
採用試験実施要項
＜技能職（整備士）＞**

1 試験の区分、業務内容、採用予定人員、受験資格

試験の区分	技能職（整備士）
業務内容	モーター、ボート、競走水面設備及び救助艇の整備・管理などに関する業務
採用予定人員	2名
受験資格	以下に掲げる要件に該当する人 ①昭和44年4月2日以降に生まれた人で、モーターボート整備士資格を有する人。 ②普通自動車運転免許を有する人。

※採用予定人員は、諸事情により変更することがあります。

☆ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する以下の方は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 常滑市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定日

令和 2 年 4 月 1 日

3 試験の内容

【第 1 次試験】

- (1) 日 時 令和元年12月8日（日）午後1時～
- (2) 場 所 常滑市ボートレース事業局会議室
- (3) 方 法 筆記試験（教養・作文）、適性検査

【第 2 次試験】 ※第 1 次試験の合格者に通知します。

- (1) 日 時 令和 2 年 1 月 12 日（日）午前 10 時～
- (2) 場 所 常滑市ボートレース事業局会議室
- (3) 方 法 個人面接

4 受験手続

申込先	常滑市ボートレース事業局 経営企画課（事務棟 4階） 〒479-8501 常滑市新開町4丁目111番地 電話 (0569)35-5211
提出書類	① 常滑市モーターボート競走事業職員採用試験申込書（規定の用紙） ② 常滑市モーターボート競走事業職員採用試験受験票（規定の用紙） ※写真は、上半身・脱帽・正面向き、縦4cm・横3cmで最近6ヶ月以内に撮影したものを貼ってください。 ※①②は同じ写真を貼ってください。 ③ 卒業（見込）証明書 ④ 自動車運転免許証の写し ⑤ ボートレース整備士資格証の写し ※申込後、提出書類は一切返却しません。
申込書等の交付	試験申込書及び受験票（提出書類のうち①及び②）は、常滑市ボートレース事業局の様式で常滑市ボートレース事業局経営企画課で10月18日（金）より交付します。 また、常滑市（ http://www.city.tokoname.aichi.jp/ ）及びボートレースとこなめのホームページからもダウンロードできます。（ http://www.boatrace-tokoname.jp/ ）
受付期間	令和元年11月2日（土）から11月19日（火）まで （11月6日（水）、7日（木）、13日（水）、14日（木）を除く） 午前9時30分から午後5時まで （正午から午後1時を除く） ※提出書類は必ず本人が持参してください。（受付面接を行います。）

5 その他

- (1) 勤務地は常滑モーターボート競走場となります。
- (2) 勤務日・休日は、常滑モーターボート競走場の開催日程により決定されます。
（土曜日、日曜日、国民の祝日は休日になるとは限りません。）
- (3) 初任給については職務経験その他を考慮のうえ決定されます。ほかに、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当（年間4.45月）等の諸手当がそれぞれの条件によって支給されます。
また、給与制度の改正等により給料、諸手当を変更することがあります。
- (4) 福利厚生として、共済組合、職員互助会、年次有給休暇（年度20日間、翌年度繰越可）、夏季休暇、慶弔休暇、子の看護休暇、介護休暇等があります。
- (5) 試験申込書の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

問合せ先 ※問合せは10月18日（金）以降にお願いします。
常滑市ボートレース事業局 経営企画課
〒479-8501 常滑市新開町4丁目111番地
電話 (0569)35-5211
E-mail boatkeiei@city.tokoname.lg.jp